令和２年６月２６日版

**新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が難しい方へ**

**労働保険料等の納付猶予の特例について**

― 猶予（特例）の申請の手引き ―

**猶予（特例）の概要**

○　新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあっては、申請により、労働保険料等の納付を、**１年間猶予**することができます。

○　この納付猶予の特例が適用されると、**担保の提供は不要**となり、**延滞金もかかりません。**

以下のいずれも満たす事業主の方が対象となります。

①　新型コロナウイルスの影響により、令和２年２月以降の任意の期間（１か月以上）において、事業に係る収入が前年同期に比べて（※1）概ね20％以上減少していること

　　※1　新規適用事業及び単独有期事業における取り扱いについてはQ&A及び申請の手引きをご参照ください。

②　①により、一時に納付を行うことが困難であること（※2）

※2　「一時に納付を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

③　納期限（※3）までに申請書が提出されていること。

※3　令和２年２月１日から令和２年６月30日までの間に納期限が到来している労働保険料等については、令和２年６月30日までに申請していただければ、納期限までに申請した場合と同じ取り扱いとします。

**猶予の要件**

令和２年２月１日から令和３年２月１日までに納期限が到来する労働保険料等が対象となります。

**猶予対象となる労働保険料等**

**特例猶予の申請方法は次ページへ**



**特例猶予を受けるための要件の確認**（⇒３ページ）

以下の要件を満たしているか確認します。

**①令和２年２月１日以後に事業につき相当な収入の減少があったことその他これに類する事実があること**

**②その相当な収入の減少等が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によるものであること**

**③一時に納付することが困難であると認められる保険料等があること**

**④納期限までに申請がされたこと（やむを得ない理由がある場合を除く）**

**手続きの流れ**

**申請書等の作成・提出（⇒４ページ）**

特例猶予を申請する場合は、**「労働保険料等納付の猶予申請書 (特例)」、**第２種特別加入者の特別加入団体の申請の場合は申請書にあわせ**「第２種特別加入保険料納付猶予申請内訳書」及び「第２種特別加入保険料の特例猶予に係る申立書」を事業場の所在地を管轄する労働局に提出**してください。

なお、納付可能金額が算出された場合は、納期限までに納付してください。

※管轄の労働局への**郵送又は電子申請でも受け付けております。電子申請の場合、年度更新の申告等の添付書類として申請いただくことになります。**

・申請書の作成にあたっては、以下の書類などをもとに必要事項を記載してください。

・根拠となる書類を準備することが難しい場合は、職員が口頭での聞き取りにより確認させていただきます。

《申請書の記載にあたり根拠となる書類》

■本年と昨年の収支状況が記載された元帳や売上帳などの帳簿

※会計ソフトから出力した収支状況が記載された書類（例：試算表）でも可

※単独有期事業においては変更契約書や帳簿の写し等

■手元資金の有り高が分かる現金出納帳や預金通帳等

　※また、**国税、地方税、厚生年金保険料等について、特例猶予等が許可等されている場合は、既に許可等を受けているものに係るその申請書及び許可通知書等のコピーを添付いただくことにより、「労働保険料等納付の猶予申請書（特例）」の「２　猶予額の計算」の記載を省略できる場合があります**。

**提出された申請書等の審査（⇒５ページ）**

　都道府県労働局では、提出された申請書等の内容を確認して、猶予の許可・不許可や、猶予を許可する金額などの審査を行います。

　なお、申請書の記載に不備がある場合は、電話等による確認のうえ、補正をさせていただく場合があります。

**不許可となった場合（⇒５ページ）**

　一定の場合には、猶予が許可されないことがあります。この場合には、「納付の猶予（特例）不許可通知書」が送付されます。

**猶予が許可された場合（⇒５ページ）**

　猶予が許可された場合は、「納付の猶予（特例）許可通知書」が送付されます。

※　納付可能金額が算出された場合は、納付すべき労働保険料等の納付が確認された後、「納付の猶予（特例）許可通知書」が送付されます。

**１　申請ができる場合**

**次の①から④に掲げる要件の全てに該当する場合は、特例猶予を受けることができます。**

　　なお、特例猶予を受けることができる労働保険料等は、令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する労働保険料等が対象になります。

**①　令和２年２月１日以後に適用事業所の事業につき相当な収入の減少があったことその他これに類する事実があること**（※１）

**②　その相当な収入の減少等が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によるものであること**（※２）

**③　一時に納付することが困難であると認められる労働保険料等があること**（※３）

**④　納期限までに申請がされたこと（やむを得ない理由がある場合を除く）**（※４）

※1　　「事業につき相当な収入の減少」とは、令和２年２月１日から猶予を受けようとする労働保険料等の納期限までの間の任意の期間（１か月以上。以下「調査期間」という。）の収入金額につき、その調査期間の直前１年間における調査期間に対応する期間（以下「基準期間」という。）（注1）の収入金額（注2）に対して、概ね20％（注3）以上減少していると認められることをいいます。

　　　 受付対象外の事業はなく、新規適用事業や一括有期事業、単独有期事業など全ての事業が対象となります。

　　　 なお、申請書類は原則として申請単位である労働保険適用事業のものを提出いただきます。ただし、一の労働保険適用事業であっても、営業所等のため事業単位での収入の減少等を証する書類の提出が困難な場合においては、法人単位の書類の提出で差し支えありません。

　　注1）　調査期間に対応する期間がない場合は、その期間に近接する期間その他調査期間の収入金額と比較する期間

として適当と認められる期間とします。

　　注2）　調査期間に対応する期間の収入金額が不明な場合は、調査期間の直前１年間の収入金額を12で割り、これを

割り当てる方法その他適当な方法により算定した金額とします。

　　注3）　概ね20％とは、現に収入の減少が20％に満たないことのみをもって一概に特例猶予の適用を否定するものではなく、収入の減少が20％に満たない場合でも、今後、さらに減少率が悪化することが見込まれるときなどは、これを勘案して総合的に判断しますので、このような事情がある場合は、管轄の労働局労働保険徴収課（室）にご相談いただくようお願いします。

　　　　　　なお、新規適用事業、単独有期事業においては基準期間が存在しないため、その取り扱いは以下のとおりとなります。

　　　　　 ア　新規適用事業について

　　　　　 ①　令和２年１月以前に新規成立した事業の基準期間は、注１のとおり。

　　　　　 ②　令和２年２月以降に新規成立した事業における調査期間は、特例猶予申請の直前の任意の連続した１月以上の期間とし、基準期間は新規成立後の任意の期間とします。なお、基準期間における月別の収入金額が不明な場合にあっては、注２のとおり。

　　　　　 イ 単独有期事業について

　　　　　　　単独有期事業においてはその事業形態上、基準期間がない場合があり、請負契約に基づき発注業者から支払いがなされる建設工事の請負業者が単独有期事業として分納で労働保険料等を納付している場合、新型コロナウイルス感染症等の影響で資材が納入されず、分納の納期限において支払い困難となる場合が想定されます。この場合の取扱いは、「事業に係る収入が前年同期に比べて概ね20％以上減少していること」の要件の確認は、「事業に係る収入が契約内容に基づく当初予定の収入見込みと比べて概ね20％以上減少していること」として取り扱うこととします。

※2　　新型コロナウイルス感染症の影響によるイベント開催又は外出等の自粛要請、入国制限、その他の理由で収入が減少していることが要件となります。なお、「海外からの材料の輸入停止」のような直接的な影響によるもののほか、「風評被害」のような間接的な影響によるものも広く含まれます。

※3　　「一時に納付が困難」とは、納付すべき労働保険料等を一時に納付する資金がないこと、又は納付すべき労働保険料等を事業の継続のために必要な少なくとも今後６か月間の運転資金に充てた場合に労働保険料等を納付する資金がないことをいいます。

※4　　 特例猶予の申請は、「納期限」までに提出する必要がありますが、新型コロナ税特法（※）の施行日（令和2年4月30日）から２か月を経過する日（6月30日）までは、納期限後であっても申請することが可能です。

※新型コロナ税特法・・・新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律

**２　猶予期間**

　　特例猶予を受けることができる期間は、**猶予を受ける労働保険料等ごとに納期限の翌日から１年間**になります。（※）

* 猶予の適用期間は、通常、事業主から収入や支出の状況などを伺いながら、事業主個々の実情に応じて最短の期間としますが、新型コロナウイルス感染症等の影響により資金繰りが困難な場合については、迅速かつ柔軟に対応するため、事業主の方から特段の申し出がない限り１年間の猶予としています。

**３　申請のための書類**

特例猶予を申請する場合は、**「労働保険料等納付の猶予申請書（特例）」を管轄の労働局に提出**してください。

※　管轄の労働局へ**郵送又は電子申請でも受け付けております。電子申請の場合、年度更新の申告等の添付書類として申請いただくことになります。**

※　申請書、申請書の書き方は厚生労働省ホームページの以下URLからダウンロードできます。

　　URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_10647.html

「労働保険料等納付の猶予申請書（特例）」の作成にあたっては、以下の書類などをもとに必要事項を記載してください。

また、根拠となる書類を準備することが難しい場合は、職員が口頭での聞き取りにより確認させていただきます。

《申請書の記載にあたり根拠となる書類》

■本年と昨年の収支状況が記載された元帳や売上帳などの帳簿

　　　※会計ソフトから出力した収支状況が記載された書類（例：試算表）でも可

　　　※単独有期事業においては変更契約書や帳簿の写し等

■手元資金の有り高が分かる現金出納帳や預金通帳等

　※　また、**国税、地方税若しくは厚生年金保険料等の特例猶予の許可又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国有財産の賃貸料等に係る債権の履行期限の延長（以下「国有財産の賃貸料等に係る債権の履行期限の延長」という。）の承認を受けている場合は、既に許可等を受けている国税・地方税・厚生年金保険料等・国有財産の賃貸料等に係る債権の履行期限の延長に係るその申請書及び猶予許可通知書等のコピーを添付いただくことにより、「労働保険料等納付の猶予申請書（特例）」の「２　猶予額の計算」の記載を省略できる場合があります**。

なお、これら許可通知書等については原則として申請単位である労働保険適用事業のものとしますが、法人単位で特例猶予の許可を受けている場合にあっては、支店等として独立した労働保険適用事業であっても、法人単位の猶予許可書等の提出で差し支えありません。

**【国税、地方税、厚生年金保険料等の猶予申請書及び猶予許可通知書のコピーを添付することによる、申請書の記載省略について】**

申請書は、国税、地方税、厚生年金保険料等の特例猶予許可又は国有財産の賃貸料等に係る債権の履行期限の延長において可能な限り共通化しており、例えば、「国税について提出した猶予申請書のコピー」と「国税にかかる猶予許可通知書のコピー」を「労働保険料等納付の猶予申請書（特例）」に添付して提出することにより、申請書の一部の記載が省略できます。

具体的には、申請書には、住所・氏名のほか猶予額など、「１申請者名等」を記載いただき、「２　猶予額の計算」欄については、「別紙国税の許可通知書等のとおり」等と記載いただくことにより、記載を省略することができます。（書き方は、<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10647.html>をご覧ください。）

※　提出する申請書については他の機関（税務署等）への猶予（特例）申請や、職員からの電話による内容確認等にご利用いただけますので、必要に応じてコピーをお手元に残しておいてください。

**４　提出された申請書等の審査**

　　労働局では、必要な事項が記載されているかを確認し、特例猶予の許可・不許可、猶予を許可する金額などの審査を行います。

**（１）申請書等の補正**

申請書の記載に不備がある場合などは、労働局から電話等により確認のうえ、補正をさせていただく場合があります。ただし、やむを得ない場合は、返戻による補正をお願いする場合があります。

なお、労働局から補正についての通知が送付された場合において、通知の送付を受けた日の翌日から起算して20日以内に補正されないときは、特例猶予の申請を取り下げたものとみなされますので、ご注意ください。

**（２）申請内容の審査**

　労働局の職員が、申請者に対して、申請書に記載された内容（令和２年２月１日以後に適用事業所の事業につき相当な収入の減少があったことなどの詳細、財産の状況、収支の実績及び見込み等）について、口頭で確認させていただくことがあります。

**５　猶予が許可された場合**

　　特例猶予が許可された場合には、「納付の猶予（特例）許可通知書」が申請者に送付されます。

**６　猶予が不許可となった場合**

　　特例猶予の要件（⇒３ページの１の①～④）に該当しないとき等については許可できないことがあります。その場合には、「納付の猶予（特例）不許可通知書」が申請者に送付されます

　　なお、猶予の不許可に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

申請書の「３　その他の猶予申請（他の猶予の申請を併せてする場合は、チェックしてください。）」にチェックされている場合は、納付の猶予（特例）が不許可になった際に、他の猶予制度の申請があったものとして、審査を行います。審査にあたり、職員が状況などを確認させていただく場合があります。